

Jump 井坂しんや

E-mail CQW23040@nifty.ne.jp
 ブログ <http://isaka.jcpweb.jp/>



2期目最後の年:公約実現に向けスパート

第2回定例会が開会

議会での役職が決まりました

2022年県議会第2回定例会が5月17日から始まり、前半は、常任委員会などの議会での新たな役職が決まりました。

私は、建設・企業常任委員、共生社会推進特別委員、議会運営委員、予算委員会委員となりました。また、議会外の各種委員としては、環境審議会委員となりました。

今年度は、県議会2期目の最終年度となります。任期の残り1年、公約実現に向け力を尽くすとともに、次期の県議選に向けて、これまで以上に多くのみなさんと対話をし、切実な要望を県政に届けます。



第2回定例会の主な日程

6/14(火)	議会運営委員会	10時半～
	本会議 知事提案説明	13時～
6/17(金)	本会議 代表質問1日目	13時～
6/20(月)	本会議 代表質問2日目	13時～
6/21(火)	本会議 代表質問3日目	13時～
6/23(木)	本会議 一般質問1日目	10時半～
6/24(金)	議会運営委員会	10時半～
	本会議 一般質問2日目	13時～
6/28(火)	総務政策、防災警察	10時半～
	国際文化観光・スポーツ、環境農政	
6/29(水)	厚生、産業労働	10時半～
	建設・企業、文教	
6/30(木)	特別委員会	10時半～
7/5(火)	全常任委員会	10時半～
7/7(木)	議会運営委員会	10時半～
7/8(金)	議会運営委員会	10時半～
	本会議 議案の採決	13時～

※ 日程はすべて予定です。参議院選挙の日程によって変更の可能性があります。詳しくは議会局まで。

常任委員会

環境農政常任委員会	上野 たつや
厚生常任委員会	石田 和子
産業労働常任委員会	大山 奈々子
建設・企業常任委員会	井坂 新哉
文教常任委員会	君嶋 ちか子

特別委員会

共生社会推進特別委員会	井坂 新哉
経済・環境対策特別委員会	君嶋 ちか子
新型コロナウイルス感染症対策特別委員会	大山 奈々子

議会運営委員会

議会運営委員会	井坂 新哉
予算委員会	井坂 新哉 大山 奈々子

横須賀選挙区の定数削減

5月20日の本会議で、神奈川県議会議員の議員定数条例が改定され、横須賀市選挙区の定数は現在の5議席から4議席へと削減されることとなりました。日本共産党県議団はこの条例改正に反対をしました。

今回の条例改正の焦点は、人口減少により強制合区が検討された三浦市選挙区と足柄下選挙区(箱根町・湯河原町・真鶴町)の取扱いでした。

改正案は、三浦市選挙区は公職選挙法の特例を活用し単独選挙区で残し、足柄下選挙区は、前回足柄上郡と強制合区となった南足柄市をまた分区し、足柄下群と合区する案でした。

1票の格差は3倍以上に

三浦市の人口4万2069人。県内人口を議員一人当たりにすると8万7974人となり、三浦市は半分以下。さらに、議員一人当たり人口が一番多い座間市は13万2325人。一票の較差は3倍以上。

これまで他の地域と合区せざるを得なかった地域と比べ、三浦市が単独選挙区として残さなければならぬ特別な事情はなく、公平性の観点からも横須賀市との合区が必要と反対しました。

三浦市選挙区が単独選挙区となったため、その影響で横須賀市選挙区が定数1減の4議席となりました。

地域住民の声を反映してこそ

南足柄市と足柄下選挙区の合区については、住民の声を全く無視した内容でした。

今年2月と3月に南足柄市長と市議会、足柄上郡5町(中井町・大井町・松田町・開成町・山北町)の町長、町議会から足柄下郡と南足柄市の合区について「その合区は合理性も納得性も全く感じない」「5町の町民とともに断固反対」とする要望書が県議会議員長に提出されています。

その理由として、1つには行政区域や生活圏の一体性



が最も重要、2つには足柄上郡5町と南足柄市は歴史的にも行政的にも住民の一体感が強固にある、3つには町民や有権者の腑に落ちるものでなければ民主主義の根底が崩れる、4つには足柄上郡5町と南足柄市は強制合区となったばかりだが、この合区が極めて自然とのこと。

住民の声を無視した選挙区設定をしておいて、住民の声を反映できるわけがありません。県議会の改善が必要です。

障がい福祉の条例制定へ

現在、県は障がい福祉に関する条例制定を進めています。

私は、2019年6月の県議会で障がい者の差別解消に係る条例を制定するよう求めましたが、知事は条例制定の考えはないとの答弁でした。今回の条例制定の検討はその点から大きく変化したことで大切なことだと考えています。

障がい当事者の参加が必要

今年2月の代表質問では、この条例制定について、障がい当事者の参加を保障する観点から、当事者や関係団体、学識経験者なども入れた検討組織の設置と本年9月の条例提案では十分な検討ができないとしてスケジュールの見直しを求めました。しかし、知事は、検討組織の設置もスケジュールの見直しも行わないとの答弁でした。

しかし、条例の必要性を提案した検討委員会の委員からも、条例制定の検討組織の設置と検討会への障がい当事者の参加が求められています。

また、本年4月には、横須賀市のNP0法人たけのこ会を含む7団体から、県が示した条例骨子案について要望書が提出されています。

その中では、「当事者と十分に論議しないまま拙速に決められていく危機感」が示され、障がい者が「主体的に社会で自立して生きる姿ではなく、福祉の世界で保護される存在としか映し出されていない」などの問題点が指摘されています。

県はこのような当事者の意見に耳を傾けるとともに、肢体不自由者や聴覚・視覚障がいなど、様々な障がい種別の方々の意見を反映させるために、条例検討の新たな組織を設け、当事者の意見を反映をさせる必要があります。